

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成30年第2回定例会)

- 1 期 日 平成30年2月14日(水)  
市庁舎3階大会議室  
開会時刻 午後3時15分  
閉会時刻 午後4時05分
- 2 出席委員 委 員 古 本 敬 明  
委 員 原 田 孝 子  
委 員 貞 廣 斎 子  
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 学校教育部長 櫻 井 健 之  
生涯学習部長 井 澤 修 美  
学校教育部参事 小 熊 隆  
学校教育部参事 竹 田 佳 司  
学校教育部副参事 小 澤 由 香  
生涯学習部次長 齊 藤 勝 雄  
学校教育部・生涯学習部副技監 遠 藤 良 宣  
生涯学習部副参事 奥 井 良 和  
教育総務課長 三 角 寿 人  
指導課長 上 原 宏  
生涯スポーツ課長 柴 野 文 明  
青少年課長 佐久間 心 之  
習志野高校事務長 長 沼 仁  
学校給食センター所長 星 昌 幸  
総合教育センター所長 足 立 俊 子  
菊田公民館長 関 文 雄  
大久保図書館長 岡 野 重 吾  
学校教育部主幹 村 山 貴 弘  
学校教育部主幹 穴 倉 順 子  
学校教育部主幹 田 中 憲一郎  
学校教育部主幹 大河内 俊 彦  
学校教育部主幹 小野寺 良 夫  
学校教育部主幹 鵜 沢 慈 彦  
生涯学習部主幹 藤 原 友 哉  
生涯学習部主幹 中 村 裕 美  
生涯学習部主幹 妹 川 智 子  
学校教育部主任管理主事 鳥 飼 一 哉

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 平成29年度教育費予算案(3月補正)について
- (2) 平成30年度教育費当初予算案について
- (3) 学校給食センター建替事業施設整備の概要について

### 第3 議決事項

- 議案第5号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第6号 平成30年度習志野市教育行政方針について
- 議案第7号 習志野市学校運営協議会規則の制定について
- 議案第8号 習志野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について

### 第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について  
平成30年3月28日(水)午後3時00分

### 第5 その他

## 5 会議内容

古本委員長職務代理者が  
平成30年習志野市教育委員会第2回定例会の開会を宣言

古本委員長職務代理者が  
会議規則第15条の規定により、報告事項(1)及び(2)並びに議案第6号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

古本委員長職務代理者が  
非公開部分の会議録について、報告事項(1)及び(2)並びに議案第6号は議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

古本委員長職務代理者が  
本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

古本委員長職務代理者が  
平成30年第1回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

**報告事項(3) 学校給食センター建替事業施設整備の概要について**

**(学校教育課)**

田中学校教育部主幹

本年1月25日に工事着手した学校給食センターの施設整備の概要を説明する。

設計図は、平成29年第10回教育委員会定例会での基本設計の段階で見ていただいた、最終的な図面を掲載している。

まず、鳥瞰図であるが、事業用地は60メートル×100メートルの長方形で、北東と南西の二面が市道に面している。鉄骨造り2階建ての建物は、高さを10メートル以内に抑え、2階をセットバックすることで周辺への圧迫感を低減している。緑化率は、敷地面積の20%を確保し、市道に面する緑地帯には中木を植えている。

次に、給食センターの正面の外観図であるが、北東側の入口から見たところで、玄関、左に市職員用事務室、食材搬入のプラットホームが描かれている。建物は白・グレーを基調とした色彩とし、玄関の庇には市章に使われる緑色のアクセントを配色している。

次に、煮炊調理室のイメージを描いた図だが、回転釜の配置、作業スペースや動線を優先した機能的な部屋である。2階会議室から見学できる大空間であるため、清潔感あふれ、明るい色調でまとめたいと考えている。正面の壁の上部には、会議室の見学窓がある。そこから、調理作業を隅々まで見下ろせるように、回転釜の上にフードを置かずに、壁面の給気口と天井面の排気口を用いて換気する仕様としている。

次に、1階の平面図であるが、玄関の右手に市職員用事務室、直進左手に事業者用事務室を設置する以外は、給食を提供するためのスペースである。その調理エリアは、汚染度に応じて3つの作業区域からなり、図面の緑色の部分は「汚染作業区域」、水色は、「非汚染作業区域」、黄色は、より一層清潔な作業環境が求められる「高度清浄区域」となっている。これらの作業区域を床の色分けで明確化することで、調理員や食材がそれぞれ交差することによる汚染を防止する。また、調理エリアに入るためには、桃色の「前室」を通過する配置としている。

次に、2階の平面図であるが、調理員の休憩室・更衣室、会議室などからなる。会議室は、3人掛けの教室形式で60名定員である。赤い線で示すように、衛生的で安全な環境を確保するために、一般・外来者エリアと事業者用エリアとの動線を明確に区画している。例えば、階段は紫色の一般・外来者エリアに設置するほか、クリーム色の事業者用エリアから直接1階の調理エリアに降りる階段を設置している。

調理エリアは、十分な調理設備を置くスペースと調理員の作業動線を確保する一方で、一般・外来者エリアは、市職員、事業者、来客の玄関・エントランスの集約化、会議室の食堂、食育活動での使用など、コンパクトな設計を心がけ、施設全体の機能性と効率性の両立を図っている。

ここからは、調理エリアと衛生・環境・防災機能の特長を説明する。まず、調理エリアの諸室の配置は、衛生環境や作業効率から、調理作業が右側から左側へ、一方通行の流れになるように設計している。なお、各部屋の機能は後ほど説明する。

まず、施設の特徴としては、衛生管理機能である。左上は、天吊り式消毒装置を設置したコンテナ室の写真である。洗浄後の食器をコンテナごと消毒したまま保管することができる。また、消毒装置が天井部にあるため、食缶を積み込むスペースとしても使用できる。資料右上は、非汚染区域に入る際に必ず通過するエアシャワーの写真である。右下は、下処理室の写真である。床面の細かい溝が、水の拡散を抑えるために採用するスリット型のピットである。

続いて、環境衛生機能では、太陽光発電やLED照明を採用している。エントランスホールには、太陽光発電のモニターを設置し、環境学習に役立てる。また、衛生面から、野菜屑や残菜を自動で碎き、送る、脱水する厨芥処理設備を設置している。廃棄物を調理員が手で運ばない、調理場内を通過させないシステムである。

最後の特長は、安全・防災機能である。自家発電設備の容量は、検食用の冷凍庫、事務室のコンセント、照明とトイレに給水できる大きさである。

次に、液状化対策である。建物本体には、図の青丸印の箇所に地中32m以深の堅固な支持基盤まで、コンクリート杭を打ち込む。敷地は、埋設した配管、車両の搬出入範囲、受水槽の下部の地盤を、地盤改良の対象としている。

本年1月25日着工した建替事業は、平成31年1月31日完成、2～3月に開業準備を行い、万全な体制を確認した上で、施設の引渡しを受ける。その時点で施設の所有権を本市が取得することになる。開業は、計画どおり平成31年4月1日である、と概要を説明

古本委員長職務代理者が質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

#### **議案第5号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について**

(教育総務課)

三角教育総務課長

議案第5号「習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。本議案は、平成30年4月1日から、生涯学習部社会教育課に青少年育成係を新設し、現在、青少年課が所掌している青少年健全育成業務、放課後子ども教室業務などを移管することで、青少年課を廃止とする組織の改編を行おうとするものである。

それでは、具体的な内容について、説明していく。第9条の表、生涯学習部の部、社会教育課の項に「青少年育成係」を加え、同部、青少年課の項を削ろうとするものである。これは、効率的、効果的な事務執行体制の整備、また、社会教育団体、青少年育成団体、地域との連携強化により、地域全体で社会教育に取り組む体制の構築を図ろうとするものである。このことに伴い、第10条に規定された事務分掌について、改めようとするものである、と概要を説明

古本委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第5号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第7号 習志野市学校運営協議会規則の制定について**

(指導課)

上原指導課長

学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールは、校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進並びに連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む制度である。

今回の改正は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法)」の改正に伴い、県の規則が改正されたため、平成18年に策定された本市の学校運営協議会規則を見直したものである。主な改正点としては、まず、県の規則と条文内容の位置や表現を一致させることで、対照しやすくしたということである。2つ目は、現行規則で「協議会を置く学校を指定することができる」としていたものを、今回の法改正において、協議会の設置を「努力義務」としたため、本規則では「定める学校に協議会を置くものとする」としたこと、これが第2条にある。また、3点目として「必要に応じて研修を実施する」としたことを追記した。

本規則をもとに、対象学校において学校運営協議会を開催し、「学校の経営計画に関する事項」

等承認された後、その基本的な方針に従って学校運営を行っていく、と概要を説明

古本委員長職務代理者

現在定めている学校はどこなのか、と質問

上原指導課長

秋津小学校1校である、と回答

古本委員長職務代理者

今後、学校運営協議会を置く学校が増える見込みはあるのか、と質問

上原指導課長

平成30年2月時点では、秋津小学校の継続の予定である、と回答

古本委員長職務代理者

まだ見通しは分からないということか、と質問

上原指導課長

見通しについては、未定である、と回答

古本委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第7号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第8号 習志野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について(社会教育課)**

奥井生涯学習部副参事

議案第8号「習志野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。本議案は、「習志野市立図書館運営規則」の移動図書館に係る部分の改正である。移動図書館業務を指定管理者の業務として、新習志野図書館が行うことについては、平成29年第1回教育委員会定例会にて議決をいただいております。「習志野市教育機関設置及び管理に関する条例」を改正したところである。平成30年度から大久保地区公共施設再生事業の工事が始まることに伴い、平成30年4月から移動図書館の業務を、大久保図書館から新習志野図書館に移管するため、移動図書館の運営に係る規則を改正しようとするものである。

主な改正内容であるが、現行の「移動図書館を大久保図書館に置く」、「運行その他必要な事項を大久保図書館長が定める」と規定している第2条を削除し、第14条に「新習志野図書館に移動図書館を置く」という移動図書館の設置に関する条文を追加する。また、これまで「大久保図書館長が定める」としていた運行、その他必要な事項についてであるが、「移動図書館の巡回場所は教育長が、巡回日時は新習志野図書館長が別に定めること」、「新習志野図書館長は、巡回が適当でないと認める場合は巡回を中止することができること」、「貸出対象者及び利用手続き、貸出冊数、貸出期間、損害の弁償などについては、第2条以降の規定を準用すること」を同条第2項以降に規定する。この他、併せて、条項番号や文言等、条文整理をしようとするものである。本規則の施行は平成30年4月1日とする、と概要を説明

古本委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第8号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について協議し、平成30年3月28日(水)午後3時に決定された

＜報告事項(1)及び(2)並びに議案第6号については非公開。  
ただし、報告事項(1)及び(2)並びに議案第6号については、  
平成30年2月20日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

#### **報告事項(1) 平成29年度教育費予算案(3月補正)について** (教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(1)「平成29年度教育費予算案(3月補正)」について説明する。これは、前回の平成30年教育委員会第1回定例会において議決され、市長に申し入れを行った補正予算についての報告である。

このことについて、市長事務局と協議を重ねた結果、申し入れを行った事業費11億3千968万2千円に対し、確定事業費は同額の11億3千968万2千円となった。また、習志野文化ホール大規模改修事業に係る継続費、小学校大規模改修事業、中学校大規模改修事業に係る繰越明許費についても、申し入れを行った内容のとおりすべて認められたものである。

この補正予算案は、2月20日から開会予定の平成30年習志野市議会第1回定例会に提案させていただくことで協議が整ったので報告する、と概要を説明

古本委員長職務代理者が質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

#### **報告事項(2) 平成30年度教育費当初予算案について** (教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(2)について、説明する。

平成29年教育委員会第12回定例会で議決いただいた、「平成30年度教育費当初予算案について」は、市長に申し入れをし、その後、市長事務局との予算折衝を行ってきた。このたび、平成30年習志野市議会第1回定例会に、「平成30年度習志野市一般会計予算(案)」として提案することで協議が整ったので、その報告をするものである。

平成30年度教育費予算案については、歳入予算総額は、前年度と比較して21.4%増の14億4千850万1千円、歳出予算総額は前年度と比較して50.9%増の65億2千11万7千円、となっている。歳出予算が前年度と比較して大きく増となっている要因としては、給食センター建替事業、谷津小学校校舎改築事業、習志野文化ホール大規模改修事業、第二中学校体育館改築事業など施設整備に係る事業費の増によるものである。歳入予算増の主な要因は、給食センタ

一建替事業交付金や谷津小学校校舎改築事業補助金等の国庫補助金の増によるものである。なお、歳出については、1番の教育総務費から7番の保健体育費まで、記載のとおりとなっている。歳入及び歳出の各項目別の詳細については、資料のとおりである。

次に、歳出予算額について申入れ額、最終予算措置額、一般会計予算額を年度別に見た状況であるが、平成30年度における教育費予算額の状況は、一般会計予算額612億5千万円に対して85億9千611万4千円で、構成比は14.0%となった。この一般会計予算額、612億5千万円という金額は、過去最高の規模となっている。グラフで示した年度別教育費歳出予算額の状況を見ると、各年度に実施する学校施設の大規模改修工事など普通建設事業費の予算措置の結果により、大幅な増減が見える結果となっている。

次に、職員給与費等を除いた教育費65億2千11万7千円の内訳についてであるが、教育総務費は、教育委員会事務局の運営に要する経費のほか、特別支援教育推進事業、英語指導助手招請事業、総合教育センター施設整備事業など、3億2千628万6千円を計上し、全体から見た割合は約5%である。小学校費は、16小学校の運営に要する経費のほか、小学校大規模改修事業、谷津小学校校舎改築事業など、12億2千371万9千円を計上し、割合は約19%である。中学校費は、7中学校の運営に要する経費のほか、第二中学校体育館改築事業など、4億7千639万9千円を計上し、割合は約7%である。高等学校費は、習志野高校の運営に要する経費のほか、高等学校施設整備事業など、1億4千21万3千円を計上し、割合は約2%である。幼稚園費は、市立幼稚園9園の運営に要する経費のほか、幼稚園施設管理事業など、9千529万4千円を計上し、割合は約1%である。社会教育費は、公民館や図書館、市民会館などの社会教育施設、習志野文化ホールなどの管理運営に要する経費、また、習志野文化ホール大規模改修事業など、9億5千999万5千円を計上し、割合は約15%である。保健体育総務費は、児童・生徒及び教職員の健康管理に要する経費の他、学校給食の賄材料費、体育施設や給食センターの管理運営に要する経費、給食センター建替事業など、32億9千821万1千円を計上し、割合は約51%である。

次に、小中学校に係る予算額の詳細について説明する。小学校費の予算額は、12億6千995万1千円であるが、そのうち、職員給与費及び学校建設費を除く経費は4億8千987万円で、これを1校当たり換算すると3千61万7千円となる。昨年度は、3千54万9千円だったので、6万8千円の増となっている。中学校費の予算額は、5億296万8千円であるが、そのうち、職員給与費及び学校建設費を除く経費は2億7千409万6千円で、これを1校当たり換算すると3千915万7千円となった。昨年度は、3千803万1千円だったので、112万6千円の増となっている。今後とも、予算編成について検討や工夫をしながら、ソフト事業に係る予算額の確保に努めていく。

次に、実際の目的別に見た小・中・高等学校費について説明する。教育総務費、社会教育費及び保健体育費の中には、小・中・高等学校にかかる経費が含まれている。そこで、それらの経費を小・中・高等学校に振り分けると、小学校費は39億370万6千円、中学校費は9億9千711万7千円、高等学校費は1億4千258万9千円で、小学校費は全体の約41%、中学校費は全体の約18%、高等学校費は全体の約4%となる。この割合は、29年度当初予算と変わらない。また、学校1校当たりで換算すると、小学校費は、2億4千398万1千円、中学校費は1億4千244万5千円となる。

先程も述べたように、市の一般会計予算は、612億5千万円と過去最大の予算規模となっている中で、教育費予算は、その14%を占めている。谷津小学校の改築、給食センターの建て替えなど、普通建設事業の増加が大きな要因とはなっているが、ハード面、ソフト面での更なる充実を図り、平成30年度においても、情熱あふれる教育、夢のある学び、地域との連携を切り口に、教育目標で掲げた「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」の実現に向けて取り組ん

でいく。

個々の事業については、質問をいただいた際に答えていく、と概要を説明

貞廣委員

2点質問と、1件意見を述べたい。まず、平成30年度の予算については、要求額と確定額との差が今まで以上に大きいのが、この辺りの事情について教えてほしい。もう1点は、給料や建設費を除く1校当たりの配当額、例えば小学校だと約3千万円の光熱費などの必ず払わなければならない経常的なものを除いて、学校が自らの教育課題に対応するために機動的に使えるお金は、1校あたりどのくらいの金額になるのか。また、お金の使い道については、どの程度学校の裁量・自由度が担保されているのか、と質問

三角教育総務課長

まず、要求額と確定額との間に大きな差があるということについては、小学校・中学校の大規模改造事業が大きな要因となっている。要求の段階では、小学校費で約7億円、中学校費で約4億円といった工事費を平成30年度の当初予算案に計上していた。その後、国の補正予算等の活用を図るために、平成29年度3月補正の予算へ、両方合わせて11億、12億円といった金額を振り替えているため、そのために要求額と確定額との間に大きなかい離が出ているものと捉えている。それぞれの学校が自由に使える金額はいくらかということについては、まとめた資料が今ないので、後程資料にまとめて報告したいと思う。また、自由度の裁量の範囲についてであるが、総額は学級数や児童生徒数など加味した計算式の中で出てくるが、例えば、「今年度は消耗品を買わない努力をするので、大きな備品を買いたい」、「備品はいらないので、子どもたちの日常使うものにお金を充てたい」といったような学校から聞き取った要望に応じて、配当の割合を随時変更している、と回答

貞廣委員

1点目については、了解した。2点目については、学校の課題は現場の方々が一番分かっているので、その課題の解決のために予算を自由に使えるようになっている方が学校の自律性が発揮されると思うので、自由度を許す方向でお願いしたいと思う。市の全体のルールもあると思うが、できるだけ学校の管理職の方の裁量によって機動的に使えるようなシステムの方が望ましいのではないかと思う。もう1点は、意見である。この報告事項(2)の説明は、議案第6号と連動していると思いつつ見ながら見ていた。「建前の政策、本気の予算」という言い方がある。「やりたい政策はたくさんあるが、本気で取り組もうとするところにはお金はつかない」という意味である。見比べてみると、相当事務局が頑張って予算を獲得しているが、ほとんど予算がついていない。つまり、これは「先生方の頑張りに委ねる」というような行政方針の部分が相当あると思う。これだけ予算がない中で学校の先生方に頑張ってもらおうということを事務局は認識していると思うので、ぜひ学校の先生方の頑張りを有形無形に支援するというのを、改めてお願いしたいと思う、と要望

古本委員長職務代理者

平成29年度の予算額に比べて、平成30年度の予算では大幅に増額をして申し入れたにも関わらず、認めてもらえなかったもの及び認められたものの中で「これはぜひ言っておきたいもの・説明しておきたいもの」は何かあるか、と質問

三角教育総務課長

まず、要求した中で、なかなか認められなかったものについては、ハード面で言うと小・中学校の改修については、先程質問をいただいたとおり平成29年度に前倒しするという事で予算を確保できたが、それ以外の社会教育施設や体育施設、または市外にある鹿野山少年自然の家の施設、東習志野にある総合教育センターなど、小・中学校以外の施設についての改修は、なかなか予算を確保することができなかったという点が、大きくできなかったことと言える。「ここは工夫した」という点については、学校司書の配置や教育相談員の配置に対してなかなか辛い査定を受けたが、そういった予算の中で融通をすることによって、学校司書を1名、教育相談員を1名確保しているところである、と回答

古本委員長職務代理者

ぜひ、一人でもいいので学校司書を含めて人員の増員を図り、充実してもらいたいと思う。もう1点質問であるが、総合教育センターの設備について、なかなか予算を受け入れてもらえないのはなぜか、と質問

三角教育総務課長

総合教育センターについては、平成29年度は雨漏りが大きく発生した年度である。雨漏りに対する改修については予算の確保ができた。しかし、空調設備の更新については、更新を要求したが、老朽化している施設であるためはなかなか理解を得られなかった、と回答

古本委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

## 議案第6号 平成30年度習志野市教育行政方針について

(教育総務課)

三角教育総務課長

議案第6号について、説明する。本議案は、平成29年第11回定例会の中で協議いただいた、平成30年度習志野市教育行政方針について議案として提出し、策定しようとするものである。

この教育行政方針は、平成26年度から平成31年度までの6年間を実施期間とする「教育基本計画」の年次計画に相当し、平成30年度における重点施策を示したものである。また、本方針の策定にあたっては、平成30年度当初予算編成における重要事項に掲げられた、「子どもが健やかに育つ環境の整備を推進すること」や「未来をひらく教育と生涯にわたる学びを推進すること」を踏まえ、策定したものである。

政策の一つ、未来をひらく教育の推進では、「知」「徳」「体」のバランスのとれた子どもを育むとともに、変化の激しい社会を生き抜くうえで必要な力を子どもたちにいかに培うか、また、その指導者である教職員をいかに育成するかを、政策の一つ、生涯にわたる学びの推進では、「いつでも、どこでも、誰にでも」生涯にわたって学んでいくことができるよう、多様な学習機会の提供、人材育成、郷土愛、「する・みる・支えるスポーツ」を推進し、生涯にわたるスポーツライフの実現、青少年の健全育成のための方策を示したものである。

また、政策の一つ、学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進では、子どもの健全育成のため、学校・家庭・地域との連携を深め、地域の教育力を高めていくための方策を示している。その他、政策の一つ、教育環境・学習条件の整備では、これまで述べてきた政策を支える基盤を整備していくことを目的とする方策を示している。

なお、今年度より概要版を作成し、方針をわかりやすく、見やすくするよう努めている、と概要を

## 説明

古本委員長職務代理者

先日も言ったが、色を出しにくいとは思いますが、習志野市の教育の特徴というものは何か。文言の中にも「歴史と伝統を確実に継承し」と書いているが、例えば先輩たちが培ってきた音楽の歴史などを教育行政方針に入れることは不可能なのか、と質問

三角教育総務課長

義務教育の小・中学校ということになってくると、それぞれの小学校・中学校に歴史と特色があるが、教育委員会事務局の姿勢とすると、「どこの学校に」というような格差を持った特色の色付けは、教育行政方針の中ではなかなか謳いにくいところがある、と回答

古本委員長職務代理者

大変よく分かった、と発言

貞廣委員

まず、意見を吸い上げ、概要版を作成していただいたことに感謝する。ぜひ多くの方々が、この概要版を見て、「これだけ教育委員会が習志野の教育を支えている」ことを知り、自らも「当事者となって支えなければ」と思ってもらえるような人が、一人でも増えると良いと思う。この概要版は、何らかの形で配布や公開の予定はあるのか、と質問

三角教育総務課長

配付は、具体的にどこに行くというようなことはないが、当然のこととして、ホームページなどで広く公表し、少しでも理解・共感を得てもらえるように努めていきたいと考えている、と回答

古本委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第6号は全員賛成で原案どおり可決された。

古本委員長職務代理者が

平成30年習志野市教育委員会第2回定例会の閉会を宣言